
風力発電に関する環境影響評価についての検討

2021年3月29日

環境省・経済産業省

2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向け、風力発電を含めた再生可能エネルギーは、その最大限の導入が求められている。風力発電設備の導入を円滑に進める上で、環境への適正な配慮や地域との対話プロセスは不可欠であるところ、環境アセスメントもその一つの手段として考える必要がある。

この大方針の下、法に基づくアセスメントの対象とすべき「規模が大きく、著しい環境影響のおそれがある事業」を定める規模要件を見直すとともに、法対象とならない事業に対する適切な措置をあわせて検討すべき。

検討会報告書（案）のポイント

1. 政令改正による規模要件の引き上げ

- 第一種事業：1万kW以上を【**5万kW以上**】に引き上げ
- 第二種事業：7,500kW以上1万kW未満を【**3万7,500kW以上5万kW未満**】に引き上げ
- **国民の理解促進**や自治体による**条例の改正等**のため、**施行までに一定のリードタイム**を確保

2. 今後の検討事項

① 法改正も含めた制度的対応（迅速に検討）

- **立地等による影響**を考慮した**柔軟なスクリーニング**
- リプレース（建て替え）や工業地帯等の**環境影響の程度**に応じた**簡易アセスメント**

② 現行制度下における運用改善（直ちに措置）

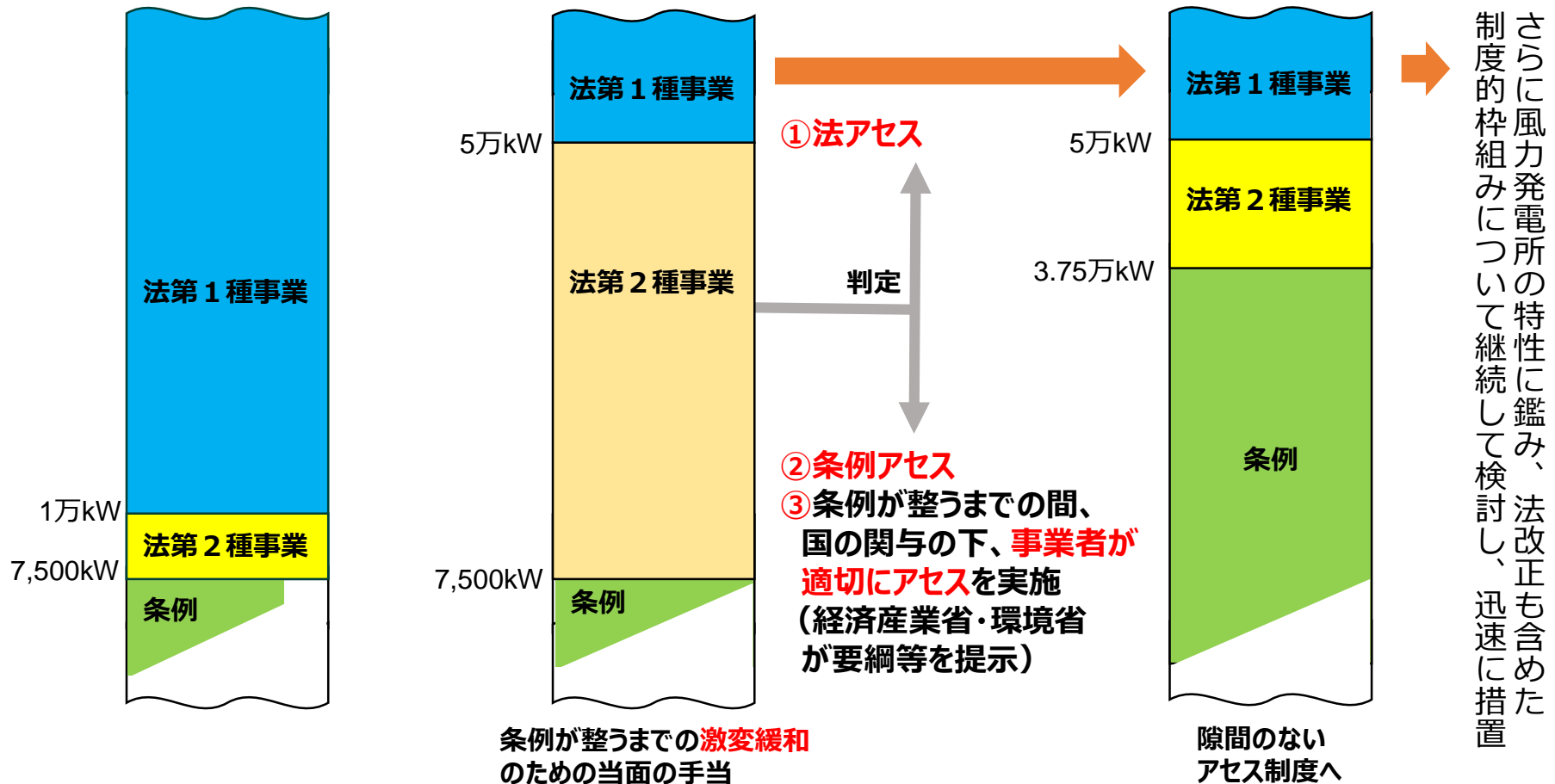
- 環境アセスにかかる**図書の公開の徹底**
- 風力発電**運転開始後の調査の強化**
- 環境情報の提供とゾーニングの促進
- 地方自治体への情報提供の強化（制度例、環境情報等） 等

} 事業者団体と連携して取り組む

規模要件引き上げに係る対応イメージ図

政令改正により規模要件を引き上げる（1万→5万kW）とともに、立地地域の実情等を踏まえて、環境影響を未然に防止するため、**国・自治体・事業者が隙間なく必要なアセスを実施するために必要な措置を講じる。**

※今後法制上の整理が必要



現行

対応イメージ